



地域公共交通会議で協議が調った場合に、弾力化及び簡素化される事項

1 運賃・料金の設定、変更に係る手続きの簡素化

協議が調っている場合は届出をもって足りるとされている。

2 路線の廃止又は休止の届出時期の短縮

協議を調えることによって、届出時期が6ヶ月前から30日前までに短縮

3 路線不定期運行又は区域運行の実施にかかる弾力化

協議を調えることによって、当該運行の実施が可能

4 使用する車両の弾力化

協議を調えることによって、乗車定員11人未満の車両で運行することが可能

5 最低車両数の弾力化

営業所ごとに配置する最低車両数の基準（常用5両+予備1両）が緩和

6 車両を他の旅客自動車運送事業と併用することの特例

他の旅客自動車運送事業と車両を併用することが可能

7 行政処分等により事業計画変更（拡大）が制限されている場合の特例

協議を調えることによって、弾力化が図れる。ただし、新規許可申請には適用されない

8 処理期間の短縮

事業許可について3ヶ月が2ヶ月に、事業変更については1ヶ月に処理期間が短縮

9 公安委員会の意見を聴取することの簡素化

路線を所管する公安委員会（警察）が委員として参画している場合は交通保安上の意見照会省略